広島市水道局週休2日工事試行要領(	(土木工事及び配管工事) 新旧対照表
現行(R7.4)	改定(R7.10)
(定義)	(定義)
第2条 「週休2日」とは、次のいずれかをいう。	第2条 「週休2日」とは、次のいずれかをいう。
	(1) 「完全週休2日」
	対象期間のすべての週単位において、原則、土曜日・日曜日(以下「土日」という。)に現場閉所
	し、週休2日(2日/7日)以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
(1) 「月単位の週休2日」	(2) 「月単位の週休2日」
対象期間の全ての月単位において、原則、土曜日・日曜日に現場閉所し、4週8休(8日/28日)	「完全週休2日」を達成できなかった場合において、原則、土日に現場閉所し、すべての月単位で
以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。	4週8休(8日/28日)以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
(2) 「通期の週休2日」	(3) 「通期の週休2日」
「月単位の週休2日」を達成できなかった場合において、原則、土曜日・日曜日に現場閉所し、現	「月単位の週休2日」を達成できなかった場合において、原則、土日に現場閉所し、現場閉所の実
場閉所日実績が対象期間内の土曜日・日曜日の日数以上であると認められる状態をいう。	績が対象期間内の土日の日数以上であると認められる状態をいう。
2 「対象期間」とは、工事着手日から工事完了日までとする。ただし、次の期間は対象外とする。	2 「対象期間」とは、工事着手日から工事完了日までとする。ただし、次の期間は対象外とする。
(1) 年末年始6日間、夏期休暇3日間	(1) 年末年始6日間、夏期休暇3日間
(2) 工場製作のみを実施している期間	(2) 工場製作のみを実施している期間
(3) 工事全体を一時中止している期間	(3) 工事全体を一時中止している期間
(4) 災害時の緊急対応等により休工となる期間	(4) 受注者の責によらず、代替現場閉所日の設定が不可能な現場作業を余儀なくされる土日
	3 「週単位」とは、工事着手日から起算して7日(1週)ごとに分けた期間(前項の対象外期間を含
	む。) をいう。
3 「月単位」とは、歴月によらず、工事着手日から起算して4週(28日)ごとに分けた期間(同条	4 「月単位」とは、歴月によらず、工事着手日から起算して28日(4週)ごとに分けた期間(同条
2項の対象外期間を含む。)をいう。	2項の対象外期間を含む。)をいう。
4 「現場閉所日実績」とは、対象期間内に現場閉所した日数をいう。	
4 「死物内別日天順」とは、対象期間的に死物内別した日数をいう。	
	8 「完全週休2日」は、対象期間のすべての週単位における現場閉所の実績が2日以上の場合に達成
	されたものとする。ただし、工事完了日又は同条2項の対象外期間の影響で対象日数が7日に満たな
	い週単位については、当該週単位内の対象となる期間に土日がある場合、その土日の日数以上の現場
	閉所日が確保されていれば「完全週休2日」が達成されたものとする。
8 対象期間のすべての月単位において、現場閉所の実績が8日以上の場合に、「月単位の週休2日」	9 「月単位の週休2日」は、対象期間のすべての月単位における現場閉所の実績が8日以上の場合に
が達成されたものとする。なお、工事完了日又は同条2項の対象外期間の影響で対象日数が28日に	
満たない月単位は、当該対象日内の土曜日・日曜日の日数以上の現場閉所日が確保されていれば「月	満たない月単位については、当該月単位内の対象となる期間に土日がある場合、その土日の日数以上
単位の週休2日」が達成されたものとする。	の現場閉所日が確保されていれば「月単位の週休2日」が達成されたものとする。

- 9 「月単位の週休2日」を達成できなかった場合において、現場閉所日実績が対象期間内の土曜日・ 日曜日の日数以上の場合に「通期の週休2日」が達成されたものとする。
- 10 受注者が希望する場合は、別に定める「広島市水道局週休2日交替制工事試行要領(土木工事及び 配管工事) (R7.4) | による工事(以下「週休2日交替制工事」という。) へ実施方法を変更するこ とができるものとする。

#### (対象工事)

- 書及び水道事業実務必携を適用する工事)とする。ただし、以下の工事は対象外とする。
- (1) 単価契約工事
- (2)緊急に発注を要する応急復旧工事
- (3) 工期算定において実作業日数が14日未満の工事

#### (実施方法)

- 第4条 発注者は、特記仕様書に「週休2日工事」(月単位)の試行対象工事である旨及び「週休2日交|第4条 発注者は、<mark>対象工事の</mark>特記仕様書に「完全週休2日工事」の対象である旨及び「週休2日交替制 替制工事 | への変更が可能な旨を明記すること。
  - 2 受注者は、原則、土曜日・日曜日を現場閉所日とし、「月単位の週休2日」を達成させる計画を立 て、「休日等取得計画・実績表(R6.10) | に工事着手予定日、工事完了予定日及び現場閉所予定日を 明記し、工事着手前に提出する施工計画書に合わせて発注者に提出すること。
  - 4 地元条件や天候等により、やむを得ず同条2項により提出した現場閉所予定日に施工する場合は、 対象期間内の別日に現場閉所するものとする。ただし、「月単位の週休2日」においては、同一月単 位内の別日に現場閉所しなければならない。
- 5 受注者は、「工事週報 (施工様式-59)」又は「工事日報 (施工様式-18)」に実際の工事着手日、 工事完了日を記入し監督員に提出すること。

また、やむを得ず同条2項により提出した現場閉所予定日及び作業日を変更する場合は、これに変 更した計画又は実績を記入すること。

- 10 「通期の週休2日」は、対象期間の現場閉所の実績が対象期間内にある十日の日数以上の場合に達 成されたものとする。
- 11 受注者が希望する場合は、別に定める「広島市水道局週休2日交替制工事試行要領(土木工事及び 配管工事) (R7.10) | による工事(以下「週休2日交替制工事」という。) へ実施方法を変更するこ とができるものとする。

#### (対象及び対象外工事)

- 第3条 対象工事は、原則、広島市水道局が発注する全ての土木工事・配管工事(土木工事標準積算基準|第3条 対象工事は、原則、広島市水道局が発注する全ての土木工事・配管工事(土木工事標準積算基準 書及び水道事業実務必携を適用する工事)とする。ただし、以下の工事は対象外とする。
  - (1) 単価契約工事
  - (2)緊急に発注を要する応急復旧工事
  - (3) 工期算定時における実作業日数が7日未満の工事

#### (実施方法)

- 工事」への変更が可能な旨を明記すること。
- 2 受注者は、原則、すべての週単位の土日を現場閉所日とし、「完全週休2日」を達成させる計画を 立て、「休日等取得計画・実績表(R7.10)」に工事着手予定日、工事完了予定日及び現場閉所予定日 を明記し、工事着手前に提出する施工計画書に合わせて発注者に提出すること。
- 4 やむを得ず土日に施工する場合、「完全週休2日」においては、同一週単位内の別日に、「月単位 の週休2日」においては、同一月単位内の別日に、「通期の週休2日」においては、対象期間内の別 日に現場閉所しなければならない。ただし、第2条2項(4)に該当する場合は除く。
- 5 受注者は、「工事週報 (施工様式-59)」又は「工事日報 (施工様式-18)」に実際の工事着手日、 工事完了日を記入し監督員に提出すること。

また、やむを得ず同条2項により提出した現場閉所予定日を変更する場合は、これに変更した計画 又は実績を記入すること。

6 受注者は、「完全週休2日」を達成できなかった場合は、「月単位の週休2日」に取り組むこと。 また、「月単位の週休2日」も達成できなかった場合は、「通期の週休2日」に取り組むこと。

(実施報告)

- 第5条 受注者は、各月単位の21日目を目途に現場閉所の実績及び残期間の現場閉所予定日を記入した│第5条 受注者は、<mark>対象期間終了後、速やかに「休日等取得計画・実績表(R7.10)」に現場閉所等の実績</mark> 「休日等取得計画・実績表 (R6.10) | を監督員に提出し、「月単位の週休2日 | の達成見込みの確認 を受けなければならない。
- 2 受注者は、対象期間終了後、速やかに「休日等取得計画・実績表(R6.10)」に、現場閉所日等の実 績を記入し、発注者に提出しなければならない。
- 3 発注者は、前項により提出された「休日等取得計画・実績表(R6.10)」及び「工事週報(施工様式 | -59) | 又は「工事日報(施工様式-18) | により、現場閉所日実績の確認を行うものとする。

(経費等の補正)

第6条 発注者は、対象工事の当初設計時に「月単位の週休2日」を達成した場合の補正係数を乗じて 設計計上するものとする。ただし、「月単位の週休2日」が達成されなかった場合は、「通期の週 休2日」の達成状況について確認し、達成の可否により最終変更契約時において同条3項に応じた 設計変更を行うものとする。

なお、市場単価(港湾工事は補正対象外)等については別表1~別表4の補正係数を乗じて補正済 み単価を算出する。

2 受注者の希望により実施方法を「週休2日交替制工事」に変更した場合は、別に定める「広島市 水道局週休2日交替制工事試行要領(土木工事及び配管工事)(R7.4)」に応じた設計変更を行う ものとする。

#### (実施報告)

を記入し、発注者に提出しなければならない。

また、発注者が対象期間中に現場閉所の実施状況の提示を求めた場合、受注者はこれに応じなけれ ばならない。

- 2 発注者は、前項により提出された「休日等取得計画・実績表 (R7.10)」及び「工事週報 (施工様式 -59) | 又は「工事日報(施工様式-18) | により、現場閉所の実績を確認するものとする。
- 3 受注者は、「完全週休2日」及び「月単位の週休2日」を達成できなかった場合においても「通期 の週休2日」に取り組み、対象期間終了後、「休日等取得計画・実績表 (R7.10)」に現場閉所等の実 績を記入し、発注者に提出しなければならない。

(経費等の補正)

第6条 発注者は、対象工事の当初設計時に「完全週休2日」を達成した場合の補正係数を乗じて設計 計上するものとする。

なお、市場単価(港湾工事は補正対象外)等については別表1~別表4の補正係数を乗じて補正済 み単価を算出する。

- 2 「完全週休2日」が達成できなかった場合は、「月単位の週休2日」の達成状況について確認し、 「月単位の週休2日」を達成した場合は、同条4項の「月単位の週休2日」の補正係数に減じて設 計変更を行うものとし、「月単位の週休2日」を達成できなかった場合は、補正係数を除いて設計 変更するものとする。
- 3 受注者の希望により実施方法を「週休2日交替制工事」に変更した場合は、別に定める「広島市 水道局週休2日交替制工事試行要領(土木工事及び配管工事) (R7.10)」に応じた設計変更を行 うものとする。

3 現場閉所日実績に応じた、補正係数は以下のとおりとする。ただし、「設計業務委託等技術者単 価」は労務費の補正対象としない。

	週休2日工事の補正係数			
達成実績				
月単位	1. 04	1. 02	1. 03	1. 05
通期	1. 02	1. 02	1. 02	1. 03
未達成	補正なし	補正なし	補正なし	補正なし

(アンケート調査等)

協力すること。

## (提出書類の虚偽)

した際には、指名停止となる場合がある。

#### (施工実績)

第11条 発注者は、対象期間において「週休2日」を達成できた場合は、受注者へ通知する「工事成績評 │第11条 発注者は、対象期間において「週休2日」を達成できた場合は、受注者へ通知する「工事成績評 定通知書(検査様式-16)」の「9 その他特記事項」において施工実績を証明する。

なお、評定の対象とならない工事については、検査合格後に受注者が希望する場合は「週休2日工 事実績証明書(検査様式-24) (R6.10)」を交付し、施工実績を証明するものとする。

4 現場閉所の実績に応じた、補正係数は以下のとおりとする。ただし、「設計業務委託等技術者単 価」は労務費の補正対象としない。

週休2日工事の補正係数				
達成実績 労務費 共通仮設費 現場管理費				
完全週休2日	1. 02	1. 02	1. 03	
月単位の週休2日	1. 02	1. 01	1. 02	
通期の週休2日	_	_	_	

### (アンケート調査等)

第9条 受注者は、本取組について発注者からヒアリングやアンケート等の依頼があった場合は、これに 第9条 発注者は、いずれの「週休2日」も達成できなかった場合、必要に応じてヒアリング又はアンケ ート調査を行うこととし、受注者はこれに協力すること。

## (提出書類の虚偽)

第10条 第5条2項により提出された「休日等取得計画・実績表(R6.10)」の内容について、虚偽が判明 第10条 第5条1項により提出された「休日等取得計画・実績表(R7.10)」の内容について、虚偽が判明 した際には、指名停止となる場合がある。

## (施工実績)

定通知書(検査様式-16)」の「9 その他特記事項」において施工実績を証明する。

なお、評定の対象とならない工事については、検査合格後に受注者が希望する場合は「週休2日工 事実績証明書(検査様式-24) (R7.10)」を交付し、施工実績を証明するものとする。

# 附則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

別表1 市場単価の補正係数(週休2日工事)

		補正係数	
名称	区分	通期	月単位
鉄筋工		1. 02	1. 0 4
ガス圧接工		1. 02	1. 03
インターロッキングブロック工	設置	1. 01	1. 01
インターロッキングプロックエ 	撤去	1. 02	1. 0 4
// // // // // // // // // // // // //	設置	1. 00	1. 0 1
防護柵設置工(ガードレール)	撤去	1. 02	1. 0 4
┍┼╧╈┾┉╤╖┍┱╶┲╴╱╺╁ ┍┼═╈┾┉╤╖┍┱╶┲ ┍┼═╈┾┉╤╖┍┱╶┎ ╒	設置	1. 00	1. 0 1
防護柵設置工(ガードパイプ)	撤去	1. 02	1. 0 4
	設置	1. 02	1. 0 4
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	撤去	1. 02	1. 0 4
防護柵設置工(落石防護柵)		1. 01	1. 01
防護柵設置工 (落石防止網)		1. 01	1. 02
<b>ン</b>	設置	1. 00	1. 0 1
道路標識設置工	撤去・移設	1. 02	1. 03
¥n/1 = 4.31. = -	設置	1. 01	1.01
道路付属物設置工	撤去	1. 02	1. 04
法面工		1. 01	1. 02
吹付枠工		1. 01	1. 03
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1. 02	1. 03
× 10 14 40	植樹	1. 02	1. 04
道路植栽工	剪定	1. 02	1. 04
公園植栽工		1. 02	1. 04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1. 01	1. 02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1. 02	1. 04
橋面防水工		1. 0 1	1. 01
薄層カラー舗装工		1. 00	1. 01
グルービングエ		1. 00	1. 01
軟弱地盤処理工		1. 0 1	1. 02
コンクリート表面処理工		1. 01	1.01
(ウォータージェット工)			

<sup>※</sup>単価の構成が材料のみの加算額の場合は補正しない。

別表1 市場単価の補正係数(週休2日工事)

h 21	F *	補正係数	
名称	区分	完全週休2日	月単位
跌筋工		1. 02	1. 02
ガス圧接工		1. 01	1. 01
インターロッキングブロック工	設置	1. 01	1. 01
インダーロッキングプロックエ	撤去	1. 02	1. 02
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1. 00	1. 00
	撤去	1. 02	1. 02
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1. 00	1. 00
別護伽取直工(カードハイフ)	撤去	1. 02	1. 02
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1. 02	1. 02
	撤去	1. 02	1. 02
防護柵設置工(落石防護柵)		1. 01	1. 01
防護柵設置工 (落石防止網)		1. 01	1. 01
<b>送</b> 收無禁犯罢了	設置	1. 00	1. 00
道路標識設置工	撤去・移設	1. 01	1. 01
¥10/1.1-14.30.55.7	設置	1. 01	1. 01
道路付属物設置工	撤去	1. 02	1. 02
法面工		1. 01	1. 01
吹付枠工		1. 01	1. 01
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1. 01	1. 01
道路植栽工		1. 02	1. 02
公園植栽工		1. 02	1. 02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1. 01	1. 01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1. 02	1. 02
橋面防水工		1. 01	1. 01
薄層カラー舗装工		1. 00	1. 00
グルービング工		1. 00	1. 00
軟弱地盤処理工		1. 01	1. 01
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1. 01	1. 01

<sup>※</sup>単価の構成が材料のみの加算額の場合は補正しない。

<sup>※</sup>週休2日交替制工事には適用できない。

<sup>※</sup>週休2日交替制工事には適用できない。

別表2 下水道工事市場単価の補正係数(週休2日工事)

		補正係数	
名称	規格・仕様	通期	月単位
硬質塩化ビニル管設置工		1. 01	1. 02
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1. 0 1	1. 02
砂基礎工	人力施工	1. 02	1. 04
砂基礎工	機械施工	1. 02	1. 04
砕石基礎工	人力施工	1. 02	1. 04
砕石基礎工	機械施工	1. 02	1. 04
組立マンホール設置工		1. 02	1. 03
小型マンホールエ		1. 00	1. 01
取付管およびます設置工	ます設置工	1. 00	1. 01
取付管およびます設置工	取付管布設及 び支管取付工	1. 01	1. 02

<sup>※</sup>週休2日交替制工事には適用できない。

別表3 水道用資材等価格調査業務により決定している工事費の補正係数(週休2日工事)

		補正係数	
名称	区分	通期	月単位
不断水T字管 (耐震型)		1. 02	1. 04
取付、穿孔		1. 02	1. 04
不断水挿入管路断水器 取付		1. 02	1. 04
視覚障害者誘導標示			
(溶融式) (シート式)		1. 00	1. 01
(貼付式)			

<sup>※</sup>週休2日交替制工事には適用できない。

別表2 下水道工事市場単価の補正係数(週休2日工事)

	規格・仕様	補正係数	
名称		完全週休2日	月単位
硬質塩化ビニル管設置工		1. 01	1. 01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1. 01	1. 01
砂基礎工	人力施工	1. 02	1. 02
砂基礎工	機械施工	1. 02	1. 02
砕石基礎工	人力施工	1. 02	1. 02
砕石基礎工	機械施工	1. 02	1. 02
組立マンホール設置工		1. 01	1. 01
小型マンホール工		1. 00	1. 00
取付管およびます設置工	ます設置工	1. 00	1. 00
	取付管布設及	1. 01	1. 01
取付管およびます設置工	び支管取付工	1. 01	1. 01

<sup>※</sup>週休2日交替制工事には適用できない。

| 別表3 水道用資材等価格調査業務により決定している工事費の補正係数(週休2日工事)

h 11.		補正係数	
名称	区分	完全週休2日	月単位
不断水T字管 (耐震型)		1. 02	1. 02
取付、穿孔		1. 02	1. 02
不断水挿入管路断水器 取付		1. 02	1. 02
視覚障害者誘導標示			
(溶融式) (シート式)		1. 00	1. 00
(貼付式)			

<sup>※</sup>週休2日交替制工事には適用できない。

別表4 土木工事標準単価の補正係数(週休2日工事)

	H- ()	補正係数	
名称	区分	通期	月単位
区画線工		1. 02	1. 04
高視認性区画線工		1. 02	1. 04
橋梁塗装工		1. 01	1. 03
141 /4 fdm 1, 10 > 3_ 1 T	機械	1. 02	1. 03
構造物とりこわし工	人力	1. 02	1. 0 4
コンクリートブロック積工		1. 02	1. 04
排水構造物工		1. 02	1. 04
鋼製排水溝設置工		1. 02	1. 04
表面被覆工	固定足場	1. 01	1. 02
(コンクリート保護塗装)	高所作業車	1. 01	1. 02
<b>*</b> 本本会海 丁	固定足場	1. 02	1. 04
表面含浸工	高所作業車	1. 02	1. 04
連続繊維シート補強工	固定足場	1. 02	1. 04
生形が政権という作用な工	高所作業車	1. 02	1. 04
剥落防止工	固定足場	1. 02	1. 04
(アラミドメッシュ)	高所作業車	1. 02	1. 04
漏水対策材設置工	固定足場	1. 02	1. 04
個小刈泉竹設直上	高所作業車	1. 02	1. 04
防草シート設置工		1. 01	1. 03
紫外線硬化型FRPシート設置工	固定足場	1. 01	1. 02
(ポリエステル樹脂)	高所作業車	1. 01	1. 01
塗膜除去工		1. 02	1. 04
バキュームブラストエ		1. 01	1. 01
道路反射鏡設置工	設置	1. 00	1. 01
但时久利妈队巨工	撤去	1. 02	1. 04
仮設防護柵設置工		1. 02	1. 04
(仮設ガードレール)		1. 02	1. 04
機械式継手工		1. 02	1. 04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1. 02	1. 03
ノンコーキング式コンクリート		1. 01	1. 01
ひび割れ誘発目地設置工		1. 01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1. 00	1. 00

別表4 土木工事標準単価の補正係数(週休2日工事)

		補正係数	
<b>名称</b>	区分	完全週休2日	月単位
区画線工		1. 02	1. 02
高視認性区画線工		1. 02	1. 02
橋梁塗装工		1. 01	1. 01
推光·hm 1、10 × 4~ 1 丁	機械	1. 02	1. 01
構造物とりこわし工	人力	1. 02	1. 02
コンクリートブロック積工		1. 02	1. 02
排水構造物工		1. 02	1. 02
鋼製排水溝設置工		1. 02	1. 02
表面被覆工	固定足場	1. 01	1. 01
(コンクリート保護塗装)	高所作業車	1. 01	1. 01
まぶ入河マ	固定足場	1. 02	1. 02
表面含浸工	高所作業車	1. 02	1. 02
*************************************	固定足場	1. 02	1. 02
連続繊維シート補強工	高所作業車	1. 02	1. 02
剥落防止工	固定足場	1. 02	1. 02
(アラミドメッシュ)	高所作業車	1. 02	1. 02
泥北特签针凯黑工	固定足場	1. 02	1. 02
漏水対策材設置工	高所作業車	1. 02	1. 02
防草シート設置工		1. 01	1. 01
紫外線硬化型FRPシート設置工	固定足場	1. 01	1. 01
(ポリエステル樹脂)	高所作業車	1. 01	1. 01
塗膜除去工		1. 02	1. 02
バキュームブラスト工		1. 01	1. 01
道路反射鏡設置工	設置	1. 00	1. 00
坦 <u>阿</u> 以州现取但上	撤去	1. 02	1. 02
仮設防護柵設置工		1. 02	1. 02
(仮設ガードレール)		1. 02	1. 02
機械式継手工		1. 02	1. 02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1. 02	1. 01
ノンコーキング式コンクリート		1 0 1	1 0 1
ひび割れ誘発目地設置工		1. 01	1. 01
FRP製格子状パネル設置工		1. 00	1. 00

浸食防止用植生マット工	1 0.9	1 0 4
(養生マット工)	1. 02	1. 04
支承金属溶射工	1. 02	1. 04
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル	1 0.9	1. 03
管) 設置工	1. 02	1. 03

※週休2日交替制工事には適用できない。

浸食防止用植生マット工		1. 02	1. 02
(養生マット工)		1. 02	1. 02
支承金属溶射工		1. 02	1. 02
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル		1. 02	1. 02
管) 設置工		1. 02	1. 02
フレア溶接工		1. 02	1. 02
H鋼ボラード設置工		1. 01	1. 01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1. 02	1. 02
	作業車	1. 02	1. 02

※週休2日交替制工事には適用できない。